

## 【名取市税よもやまばなし・第30回】

今回は、【差押】のお話  
1回目です。

タックス君：以前の話で税金を滞納すると財産を差押えされると聞いていたけど、裁判所を通して行われることになるの？

税子さん：滞納税金に係る差押えは「国税徴収法」に基づく行政処分のため裁判所を通さずに執行されるわ。

タックス君：そうなんだね。いつ頃から財産は差押ええられるの？

税子さん：法律上、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差押えなければならないとなっているわ。

タックス君：督促状はいつ送付されるの？

税子さん：納期限後20日以内に督促状は発送されるわ。

タックス君：そうすると、場合によるけど、納期限後およそ1ヶ月経過すると差押えられる可能性があるんだね。

税子さん：そうね。でも、まずは差押えになる前にすぐ納付や納税相談することが大事よ。

※特別な事情があり、納付が遅れる場合は、事前に税務課へご相談ください。

## このページに関するお問い合わせ先

問 名取市総務部税務課納税推進係  
電話 022-724-7113